

## 別記様式(第5条関係)

## 会 議 錄

会議名	令和7年度 第3回三芳町公民館運営審議会
開催日時	令和7年9月4日(木) 午後2時00分開会 午後3時30分閉会
開催場所	三芳町立藤久保公民館 ホール
主宰者氏名	三芳町
出席者氏名	上島委員・菊地委員・林委員・鈴木委員・山本委員・阿部委員・秋山委員・樋口委員 前島委員・熊谷委員
欠席者氏名	間中委員・渡邊委員・蕪木委員
事務局職員	三芳町公民館（館長・副館長・主査・会計年度任用職員）
議題	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 会議の公開について</p> <p>4 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設の運営のあり方について」</p> <p>5 答申</p> <p>6 報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 今後の事務の流れについて</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>
会議結果	
会議経過	別添のとおり
会議資料	資料1 答申書素案

発言者	議題・発言・結果
委員長	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 上島委員長よりあいさつ</p> <p>3 会議の公開について 三芳町情報公開条例第25条により一般公開 傍聴人 なし</p> <p>4 議事 「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設の運営のあり方について」</p> <p>それでは、次第に沿って進めてまいりますが、欠席者数は3名。したがって会議は成立となりますので、議事を進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設の運営のあり方について、継続審議ということでございます。</p> <p>すでに2回ご審議いただいておりますが、これまでのご意見をもとにした提言、また答申をまとめていきたいと思いますが、これについてまた皆さんのご意見を付け足したり、あるいは質疑や議論をもって進めたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>では、事務局の方から。</p>
公民館長	<p>本日の資料としましては前回第2回の審議会の議事録と答申書の素案、こちらの2点を事前にお届けしております。</p> <p>第1回の会議では、現在の藤久保公民館が来年度に地域交流センターに生まれ変わること。これは社会教育法に基づく特定の教育施設から今度は地方自治法に基づく一般的な公共施設に生まれ変わるということ。そしてその上で、新たな地域交流センターの望ましい運営のあり方、この2点について公民館長として皆様にお諮りいたしました。</p> <p>この中で様々貴重なご意見等を頂戴いたしました。第2回目の審議会では、皆様のご意見等を課題として整理して、これをもとにいくつか町への提言としてまとめていただきました。提言として不足はないか。公民館にとって代わる地域交流センターが、これらの提言をもって十分な運営ができるであろうか。そうしたところをご協議いただきました。</p> <p>そして、これをもとに文書にまとめ上げ、諮問に対する審議結果として、答申書の形に作成することと相なりました。本日の答申案でございますが、正副委員長と事務局とで素案を作成して書面にしております。</p> <p>内容としましてはまず、三芳町立公民館設置の見直しにつきましては、藤久保公民館を廃止することとして。そして、藤久保地域拠点施設の運営のあり方につきましては、他の2館、中央公民館と竹間沢公民館は存続することとした上で、前2回の審議を踏まえ、5項目の提言にまとめてあります。</p> <p>答申書の前文は公民館の意義目的、社会教育やまちづくりに果たす役割や機能について述べております。</p> <p>2ページ目の中段以降で、5項目の提言を謳っております。キーワードは公民館機能の継承ということでした。</p> <p>まず一番に、公民館機能の継続性と専門性、公共性を担保することです。従来の公民館活動が、交流センターにおいても継続して実施できるよう、条例などに根拠づけることが必要ということでした。</p> <p>2番目に、使用料の減免制度を設置することです。活動団体の保護育成等、社会教育活動の推進が目的にあります。減免の認定要件や減免割合なども議論になりますが、やはり今ある公民館使用料の減免基準と同等であることが望ましい、という提言です。</p> <p>3番目には、適切な職員体制を確保すること。4番目には、中央公民館と竹間沢公民館との連携協力を図ることです。高齢大学などの基幹事業、町民文化祭などの全町的なイベントにあっては特に重要である、という具体的な提言です。</p> <p>最後の5番目には、とても力強い建設的なご意見をいただきました。これを基に提</p>

	<p>言をいただいております。いかに公民館の機能を継承したとしても、従来のカラーだけが色濃く残ってしまっては物足りないでしょう。新旧融合して新たな文化の創造、まちづくりを進めよう、というとても発展的な提言です。これは町へのエールとも受けとめております。</p> <p>答申書の内容については以上のとおりです。よろしくお願ひいたします。委員長にお返しします。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>皆さんの方からご質問あるいはご意見等を頂戴したいと思います。どうでしょうか。前2回の審議から漏れてることがないように盛り込んだつもりでございますが、皆さんの目で見てください。表現の仕方なども。</p> <p>公民館の名前を残せないだろうかというご意見も頂戴したんですが、本当にその名が戻らないのは残念ですけれども、これも社会教育から拡大された解釈をもって開始される施設ということになりますので、社会教育法だけで縛られてしまうことができないということをご理解いただいた。そこで、名前が残らなければ中身でということで、ぜひその機能は継承してもらいたい。このような思いが一番強い。</p> <p>そのような皆さんのおっしゃっていただいたことは、事務局として議事録にもしっかり記録を残していただく。このようなご意見が出ましたということで。大切なこの答申は、このメンバー、委員の皆さんの中によるもので、皆さんの手元に残りますのでよろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>はい。5番ですね、新施設の基本理念の実現に向けた新たなまちづくりをセンターから、という提言ですが。これが具体的にどんなことを想像できるかなって思ったんですが。</p>
委員長	<p>民間とか他の団体との連携というふうに考えたとき、今度は個人間の学習の他に、まちづくりのいろんな機能が入るじゃないですか。公民館の機能を継続しながら、今度は様々な連携が生まれる。そこに新たなスタッフも入る。このイメージっていうか、考え方としては、これまでのよう社会教育法で縛られてしまうと、たとえば社会福祉が入れないんです。福祉がまったく抜けてしまいます。それと企業とかそういうのがね、お金をいただいて使用許可の範囲であっても。いま高齢化や少子化が進んでますが、そういうところで社会福祉関係がまったく入らないとなると、解決に向けた地域交流がなかなか拡大されていかないかなと思う。それが今度は社会福祉協議会も同じ建物の3階に入るわけで、それであればいろんな交流をもって進めていく。事業や行事の面でも。そういう連携が持てる場所になる。</p>
	<p>それから、文化会館とかも例にあげられますね。そもそも設置基準の違いがあるから、社会教育とか他の分野との連携のないところで、文化会館の目的に特化した事業を行っている。相いれない部分を個々の施設が担っている。そういう意味合いがあって今度は、公民館サークルの活動だけじゃなく、他の新しい活動領域が生まれてくる。理由としてはそういうふうなことで、いま、コミュニティセンターにしていこうという動きが出てきていますが、その辺の部分で、これまでにない新しいものが入り込んでいくことによって、これまでにない交流や連携を生み出すことが期待できる。今後進めていくべきなのかという点で、そういうところは社会教育側から見ても、ぜひ取り入れていきたいというのがあるわけです。具体的に言えば、そんなようなことを拡大しながら。</p>
委員	はい、わかりました。
委員長	それでよろしいかね。事務局で補足してみてください。
公民館長	<p>委員長がおっしゃったように、従来の公民館機能の他に、たとえば社会福祉協議会が同じ建物に入ったり、あるいは教育だけでなく子育てや健康もそうです。そうした役場のいろんな分野が藤久保地域拠点施設という一つの枠の中で融合して、連鎖するというか、そういったことが可能になると思うんです。文化芸術の面でも、第1回の会議の中で具体的な部分でご意見をいただきました。これはまさに新たなまちづくり活動につながるものだうなというふうに思いました。</p>

委員長	<p>その具体的な素晴らしいご意見を踏まえた提言としてあります。そうしたところも十分踏まえて、他にどうぞ、何かございませんか。</p>
委員長	<p>答申はいっぱい書きたいんですけどね。でもなるべく簡潔にしながらも、皆さんのご意見がいずれかに入っていることがよろしいかと思います。漠然としながらもその中に入ってるというふうにご理解いただけたとありがたいです。あれこれ細かな所を気にしてしまうと箇条書きでいいかっていう話になってしまいますけど、たとえば、公民館の継承について言えば、公民館が公民館のままであれば継続になりますけど、名前は変わってしまいますので継承というふうにしています。</p> <p>自分の意見が入っていないという方は、ぜひ漏れのないようにしていただきたいと思います。何か不足があれば追加する。あるいは逆にこれはちょっと、というところもあるかと思います。あとは単純に文言の使い方とか。少しお時間をとりますので、今一度よくご覧になってください。</p>
委員長	<p>お時間よろしいでしょうか。</p> <p>最後の「以上の提言をもって」から始まる段落が、これから期待されるべきところです。第6次総合計画がスタートしており、そこに定着した活動に結び付けてほしいという趣旨です。その中には、先ほど館長が言ったように、首長部局の関係課所と教育委員会の担当課所館とのつながり。それぞれがやはり社会教育との関係を持って進めてほしいということが、最後の町へのお願いでございます。第6次総合計画が進行している中、それに叶ったセンター施設であってほしいと思いますので、この提言を通じて、我々としては、まちづくりの実現を願って、切にお願いしていこうということでまとめてあるわけです。</p> <p>四つ、五つの提言が一番大切な部分でございます。そんなまとめ方にしています。本当に40数年の長い歴史を持つ公民館です。これからずっと公民館の名前を下ろすわけでございます。だけれども、その中身は継承されていくように、ということでのお願いでございます。それが全体に向けられている。よろしいですかね。</p>
委員	<p>はい。</p> <p>でも、なんか決まって、なくなっちゃうんですよね。日本メーカーがなくなっていくみたいに。あの藤久保公民館は廃止、というふうに。本当に名前がね。</p>
委員	<p>従来、中央公民館と竹間沢公民館と比べると、藤久保公民館は窮屈だったと思う。それが新しく地域交流センターになると、さらに稼働率が上がる。そうしたところも踏まえて、地域別に、施設の運用方法を検討する必要があると思う。</p> <p>使用料のこともうそうです。町内の利用者調査や地理情報、こうしたことでもAIを使って検討を進める方がよいと思う。交流センターになるということで、公民館とは別個の施設になりますから。やはり公民館と同じ銀行窓口での現金払いという取り扱いはないと思うんですよ。新しい施設は施設で、やはり新しい運用を取り入れた方がいいと思う。1回あたりの予約時間にも制限を設けたり、もしかしたらそういう運用の仕方もありかもしれない。そうしたところでは本当に、新しい施設らしい運用方法ができる、それを町民の皆さんに広くお知らせしていかたいと思います。</p> <p>あとは、備品の保管方法ですよね。利用者としてはやっぱり、新しい施設の中でも保管場所を提供していただけるとありがたい。</p>
公民館長	<p>新施設でも備え付けのロッカーは整備されるようです。だけどやはり限りがあるものですから。利用者さん全体で、節度というか、調和をもって運用していただければいいのかなと、現時点で私どもの立場としてはそういうふうに思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>皆さん、あれですよね。これまでの団体活動、変わりなく続けられるように願っていますよね。ここでやりたいというふうに。そのための地域拠点であり続けると同時に、将来はもう藤久保地域にとどまらず、やっぱり町全体の中で、まちづくりの拠点に発展していくと思いますよ。新しい施設にいつか、その存在のピークが訪れる。それを期待するところですね。</p>

委員長	<p>皆さんおっしゃるとおり、これまでこの公民館に集い、それぞれに活動されてきた。団体や個人の方々がやはり、新しい施設の中でも安心して引き續いて活動できるように願うばかりです。その土台をきちんと築くために、皆さんから貴重なご提言をいただいて、この答申書として作成していただいたわけです。</p> <p>まずはそうした土台作りができればいいということで答申しますけれども、実際に一番大事なのは、新しく施設がオープンして、それからどのような運用がなされていくかっていうところです。これが本当に単純なことでしょうけど、様々な条件の中でどれだけ利用がしやすいのか、施設の満足度がどれだけのものなのか、こうした実態をしっかりと見定めながら運用を図っていただきたい。なにしろ皆さんには、まずはそのための土台作りに大変貴重なご意見を頂戴したと思っています。</p>
委員	<p>いま答申案について我々、単にこの藤久保地区の公民館が変わるだけの考え方で議論しています。使いやすくなればいいなとか、あるいは利用できる回数が減るんじゃないかとか。いろいろそういう心配もあると思います。だけど、これはここだけの問題ではなくて、今後は実際に活動していく上でさらに大きな問題にも目を向ける必要があると思うんですよ。他の公民館が遠いとか、利用しにくいのはなんでだろうとか。足を運ぶことがなかなかできないということになれば、新施設を含めて中央公民館、竹間沢公民館、あるいは資料館だとか、そういうところの交通手段。こうした連携も含めて。単なる活動面の連携だけでなく、やっぱり交通でも今後は考えていかないと。高齢の人たちが中央公民館を利用してくれって言わされたら、いやそこまで行くのは大変だという話になるわけですから、そこに専用のバスが行き来したらいい。そういう面でも今後の課題として検討していってほしいなという思いがあります。</p> <p>課題として残していく部分ってまだあると思うんですよね。今回の答申を済ませたら全部終わりとなってしまうと、せっかくの我々の提言が生かされてこない。将来の活動も制限されてくる。</p>
委員長	<p>今回、首長部局と教育部局、両機関の連携ということをどう生かしていくか。これはとても大切なことです。委員のご意見についてもこれから大いに検討していただきたいし、要望として残してもらえばありがたいなと思っております。ここで謳ってどうこう言っても結論を得る話ではありませんが、これはやはり大切な意見の一つだということです。</p>
委員	<p>事務局にお尋ねします。みよし町民文化祭は来年、藤久保でできないんですかね。やはり従来どおり、多くの人が集まりやすい会場で続けて実施していくべきだと思いますよ。これも強く提言したいことです。</p>
公民館長	<p>みよし町民文化祭のような全町的なイベントは、やはり公民館と一体性を持って継続的に実施していくなければと思っています。これも答申書の提言の中に述べていただいている。</p>
委員	<p>使用料は。文化祭でも使用料を支払うことになるのか。</p>
公民館長	<p>使用料についてもこれまでと同じ取り扱いで、という方針でご提言をいただきました。減免制度の継承ということです。</p> <p>会場についても文化祭実行委員会で方針を決定していただき、新施設の利用申請に向かえばいいと思っています。時期になれば公共使用のための調整が行われると思うので、11月の最後の町民文化祭全体会議である程度の方向性が確認できればいいなと思いますね。やはり皆さん、新しい施設で開催したいはずですよね。でも今はまだ確かなことは言えませんので、ご容赦願います。</p>
委員長	<p>他に何かございませんか。個別の件で要望や意見が出たことは事務局で記録して、申し送りしていただくようお願いします。管理運営の方にバトンタッチして、今後の良い方向に進めていっていただければありがたいと思います。やはりすべてを答申に盛り込むということもなかなか難しい部分もありますので。</p>
公民館長	<p>実務運用の面でのご意見、ご要望として承りました。実際の運用に大いに生かされるようにというふうに受けとめましたので、大変ありがとうございます。</p>

委員長	ご質問、ご意見、大体よろしいですかね。修正、訂正もよろしいですか。 なければ原案一致として、この審議会として答申ということで、お出ししたいと思います。よろしいですね。
委員	はい。お願ひしたいと思います。
	5 答申 委員長から公民館長へ答申書を手渡した。
	6 報告事項 (1) 今後の事務の流れについて
委員長	次第の最後になります。事務局より報告事項ということでお願いします。
公民館長	今後の事務の流れということで報告いたします。 今後おきましては、本日いただいた答申、ご提言が、今後策定される条例、これは新しい拠点施設に係るものですが、条例や規則そして組織機構、それらの面に十分に反映されるように、今月内に役場庁内の検討会議へ審議結果と答申の中身について報告をさせていただきます。 また、教育委員会と総合教育会議など所定の審議機関がございますので、そちらに対しましても同様に報告をさせていただき、協議を図ってまいります。 それらを経まして今年度内に、藤久保地域拠点施設に係る条例や組織改正案が策定されていきます。またそれに伴う関係条例等につきましても、同時に改正手続きを行ってまいります。公民館条例もその一つでございます。今回の諮問事案に係る今後の手続きとしては以上のような流れになります。どうぞよろしくお願ひいたします。 また、来年、令和8年の藤久保公民館の予定についてもお知らせいたします。令和8年度におきましては新しい施設が9月1日にスタートしますので、この公民館は8月31日をもって終了となります。通常一般のご利用につきましては6月30日で終了とさせていただき、残り7月と8月の2か月は移転のための準備と建物の解体撤去に向けた準備作業に充てさせていただく予定であります。利用者の皆さんに向けましては、本年11月の中下旬に説明会の中でお知らせしたいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。利用者の皆さんには大変ご不便をおかけし誠に申し訳なく存じますが、なにとぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。 以上です。
	7 その他 今後の審議会活動について
	8 閉会